



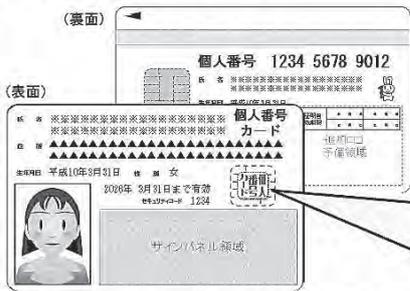
# 問 マイナンバー制度の取組みについて

## 答 住民の大切な情報データを守り、満足度を上げていく

高橋 宏光 議員

### 個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

平成26年10月版内閣府大臣官房番号制度担当室資料

問 費用はどのくらいか。

政策財務課長 平成26年度は1,007万円、27年度は2,509万円となります。

問 個人情報の保護や不正利用対策は。

政策財務課長 自治体クラウドを導入し不正アクセスを防ぎます。インターネットと職員のパソコンはつながっていますが、クラウドとは専用回線で

問 町の取組み状況は。

政策財務課長 町内での消費喚起を促すプレミアム商品券事業は、8月9日に2,000冊が完売しました。1月以降に購入者からの利用実態に関するアンケートを集計し、消費喚起効果を測ります。今後の実施は、国・県の動向やアンケート結果も

### 問 地域住民生活等緊急支援のための交付金事業について

答 希望の持てる魅力ある町づくりに、地方創生事業をしっかりと進めたい

問 取組み予定は。

町民税務課長 10月から通知カードの送付が開始され、来年1月から希望者に個人番号カードが交

付されます。個人番号を利用する事務も始まり、本人確認が厳格化されます。来年4月からコンビニで住民票交付サービスを開始予定です。

町長 マイナンバーという新たな社会インフラの登場で、行政の業務改革等による住民サービスは進化していきます。住民の大切な情報データを守ることは行政の責務です。時代の流れ、国の方向を見ながら町として住民満足度を上げられるよう取り組んでいきたい。

踏まえ検討したい。総合戦略策定事業・定住移住促進事業は、様々な事例地方創生コンシェルジュ(国の相談窓口)との意見交換会、研修会等から情報収集、調査研究を行っています。

町長 先進地の優良事例も参考に知恵を出し合い、希望の持てる魅力あるまちづくりに創生事業をしっかりと進めたい。